

下水道排水設備等に係る留意点について



令和 7 年 3 月

多賀城市上下水道部施設整備課

平成 22 年 7 月一部改正

平成 29 年 8 月一部改訂

平成 31 年 3 月一部改訂

令和 2 年 3 月一部改訂

令和 3 年 3 月一部改訂

令和 4 年 3 月一部改訂

令和 7 年 3 月一部改訂

目 次

I はじめに	1 頁
II 下水道の役割と目的	1 頁
III 排水設備等とは	1 頁
IV 排水設備等工事について	2 頁
1 排水設備等工事とは	
2 排水設備等計画確認の申請について	
3 排水設備等工事の設計について	
4 事前協議を必要とするもの	
5 排水設備等工事完了届及び検査について	
6 公共下水道使用開始届について	
7 無届による排水設備等への対応と下水道使用料について	
V 排水設備等指定工事店について	12 頁
1 排水設備等指定工事店の責務と遵守事項について	
2 排水設備等指定工事店への改善指導について	
3 排水設備等指定工事店の要件について	
4 排水設備等指定工事店の登録について	
5 排水設備等指定工事店の受付期間と有効期限について	
6 排水設備等指定工事店証について	
7 排水設備等指定工事店の変更や廃止等について	
8 排水設備等指定工事店への罰則等について	
VI 排水設備等工事責任技術者について	17 頁
1 排水設備等工事責任技術者の責務について	
2 排水設備等工事責任技術者の登録について	
3 排水設備等工事責任技術者の有効期限及び更新等について	
VII その他	18 頁

I はじめに

この留意点は、多賀城市排水設備等指定工事店（以下「指定工事店」という。）として、必要な法令等及び手続きをわかりやすく、簡単にまとめたものです。

これは、排水設備等申請無届による下水道使用料の未賦課や、排水設備等工事に伴う新たな情報やその取扱いに関しまして、皆さまと市が共有し、円滑に業務が進めることができるよう作成したものです。

指定工事店としての責務として、下水道に関する法令、関係する省令、多賀城市下水道条例及び同市下水道条例施行規程等を熟知し、これらの規定に基づく多賀城市の指示を遵守され、誠実にその業務を行わなければなりません。

そのため、指定工事店及び排水設備等工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）は、本書を御一読いただき、本市における水質保全及び生活環境の向上に対し、行政と一体となって円滑な業務遂行に努められますようお願い申し上げます。

なお、排水設備等使用者に不安や迷惑が及ぼされる場合、多賀城市下水道条例施行規程第14条の規定を適用せざるを得ない場合がありますので、十分に御留意ください。

II 下水道の役割と目的

下水道は、雨水の排除による浸水の防除、汚水の速やかな排除やくみ取り便所の水洗化による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という役割を有しています。

下水道法上の種類で下水とは、汚水と雨水を総称したものであり、下水の排除方式については、汚水と雨水を同一の排水管により公共下水道に排除する「合流式」と汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の污水管きょへ、雨水は雨水管きょ又は水路等の雨水排水施設へ排除する「分流式」があり、多賀城市は全地区において分流式です。

III 排水設備等とは

排水設備は、下水道法第10条において、「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設（屋内の排水管これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く）」と規定されており、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置しなければならないとされています。

【下水道法第10条第1項】

【多賀城市下水道条例第2条第1項第4号】

Ⅳ 排水設備等工事等について

1 排水設備等工事とは

排水設備等工事とは、排水設備の新設、増設、改築等の工事及び処理区域内における水洗便所の改造工事により公共下水道（汚水及び雨水）へ接続する行為をいいます。

この工事については、市長の指定を受けたもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはなりません。

【下水道法第10条第1項】

【多賀城市下水道条例第8条第1項】

2 排水設備等計画確認の申請について

排水設備等計画確認の申請については別紙資料1「郵送による排水設備計画確認の申請(完了届及び検査)について」を参照してください。

通常の申請以外で、排水設備に係る問い合わせがある場合は、下記の電話、FAX、メール又は上下水道部施設整備課給排水係(上下水道庁舎2階)窓口にお越しください。

なお、窓口での問い合わせは土日祝日を除く月曜日、水曜日、金曜日の午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く）までとします（火曜日及び木曜日は検査日のため、御遠慮願います）。

<< 電話等でのお問い合わせ先 >>

電話番号 022-368-3112

FAX番号 022-368-3125

電子メール haisui@city.tagajo.miyagi.jp (排水設備申請専用アドレス)

申請書の作成については、特に以下の項目について注意してください。

(1) 設置場所

「設置場所」の欄には排水設備を設置する地番を記入してください。

(2) 着手予定・完了予定日

ア 着手予定日…申請日から1週間から10日程度を目安に記入してください。

※工事の着手については、計画確認申請書の副本の返却後より可能となります。

また、計画確認後、変更が生じた場合についても確認を受けてください。

【多賀城市下水道条例第6条】

イ 完了予定日…建物及び排水設備等の完了に合わせて記入してください。

※記載された完了予定日に延伸が必要な場合は、工期の遅延届の提出が必要です。

(3) 新設・増設・改築の区分

ア 新設…公共枿（最終枿）に新たに排水設備等の設置を行う場合

イ 増設…既存の排水設備に新たな排水設備の設置を行う場合

ウ 改築…既存の排水設備等の内部において排水設備等の入れ替え（設備更新）を行う場合

※過去に公共枿に接続していた経緯があるものであっても、一度更地にした後の再接続であれば新設となります。

(4) 公共枿及び本管の確認

本市の下水道台帳と現況を必ず確認してください。また、既存の公共枿が破損している場合、市より新しい公共枿を支給する場合があるため、事前に協議をお願いします。

(5) 工事調書裏面の平面図作成方法

ア 位置図には、目標及び申請地の位置を明示してください。

イ 平面図縮尺は、次の事項を表示してください。

(ア) 道路、境界及び公共下水道の位置

(イ) 施工地内にある建物及び炊事場、浴室、水洗便所その他下水を排除する施設の位置

(ウ) 排水管きよの位置、内径、延長及び勾配

(エ) 枿及びマンホールの位置

(オ) 方位記号

(カ) 除害施設、ポンプ施設及び防臭装置等の位置

(キ) 他人の排水設備等に接続するときは、その位置

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、下水（汚水及び雨水）の排除の状況を明らかにするために必要な事項

ウ 縦断図面の縮尺は、200分の1程度とし、排水管きよの大きさ、勾配及び高さ並びに固着させる公共下水道の高さを表示してください。

エ 構造詳細図には、排水管きよ及び附帯装置の構造、能力、形状、寸法等を表示してください。

オ 図面記号のない器具は空欄に名称・記号を追記してください。

カ 雨水のルートは必ず最終放流先まで緑色で記載してください。

(雨水の枺リスト及び勾配の記入は不要です。)

【多賀城市下水道条例施行規程第6条】

(6) 申請の範囲

申請は「宅内排水設備から公共枺又は宅内最終枺まで」、「共同管がある場合は宅内最終枺から共同管を経由して公共枺まで」、「新たに公共枺を設置する場合は公共枺から下水道本管まで」のいずれかの範囲を1件として申請してください。

《申請時に必要な書類》

1. 排水設備等新設（増設・改築）計画確認申請書（正・副両方）
2. 土地の権利者を証明できる書類（土地登記簿等、分筆の場合は公図の写し）
3. 他人の土地に排水設備を設置など全ての権利関係者の承諾書（任意様式）
4. 雨水浸透枺を設置する場合 浸透適地地図
5. 排水設備等工事調書 計画図記載用 押印はコピー不可。
6. 排水設備等工事チェックシート

※様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

※必要書類に不足や不備がある場合は受付できません。

※副本返却後工事着手が可能になります。

※副本返却前の工事着手は無届け工事となりますので御注意願います。

(7) 計画の変更

計画提出後、下記の項目について変更しようとするときは、直ちに変更図を提出し、事前協議をしてください。

ア 計画図面から枺の増減がある場合

イ 計画図面からルートの変更（系統の増減）がある場合

ウ ルートは変わらないが枺種に変更がある場合

3 排水設備等工事の設計について

排水設備の設計は、関係法令で定める基準及び日本下水道協会発行の「下水道排水設備指針と解説」で定める事項を遵守し行ってください。

(1) 事前調査

排水設備等の設計をする際は、必ず事前調査を行って下さい。(取出工事も含む。)

ア 排水先(汚水は私道排水設備か公共下水道)(雨水は最終接続先)

イ 対象地の公共樹の有無

ウ 公共下水道本管の埋設深度、管種、管径及び公共樹の深さ等

エ 権利等の関係者の承諾等(汚水及び雨水)

※他人の土地(私道、宅地)又は排水設備を使用する場合は使用承諾が必須。

オ ガス、水道等の埋設物の調査

カ 人孔に接続する場合はステップの位置、流れの方向

キ 除害施設の要否 (設置する場合は、日排水量が $10\text{ m}^3/\text{日}$ 以上か)

ク 特定施設に該当するのか

ケ 受益者負担金及び分担金の賦課状況

※受益者負担金(分担金)

「受益者負担金(分担金)制度」は、公共下水道を計画的に建設し、下水道が使用できることで、利益を受ける方々に、建設費の一部を負担していただくものです。負担金(分担金)は、下水道の建設が終わり、トイレが水洗化できるようになる区域の受益者に一度だけ負担していただくもので、土地の面積に応じて、賦課されます。

(2) 公共樹について

使用する公共樹の材質等については、表3-1のとおりとしてください。また、蓋については、多賀城市型の鋳鉄製蓋(防護ハット等)とし、蓋の耐荷重については、最低T-8対応としてください(次頁写真参照)。

ただし、重車輛の通行が想定される場合は、T-25対応としてください。

また排水管を保護するため、上記のとおり施工する場合は公共樹の流入側の深さは40cm以上としてください(管の内径10cmの場合)。

その他、現場条件等により本基準での設置が困難な場合は、必ず事前に協議を行って

ださい。

表 3－1 公共枥の深さ、材質等

公共枥の深さ (cm)	枥の材質等	内径 (mm)
1 6 0 以下	硬質塩化ビニル製汚水枥	3 0 0
1 6 0 を超える場合	コンクリート製 0 号人孔	7 5 0



(3) ますについて

ア 排水管の排水管の起点、終点、会合点、屈曲点、その他維持管理上必要な箇所に設置してください。

イ 直線部においては、管径の120倍を越えない範囲の箇所に設置してください。

例：φ100mm⇒12m、φ150mm⇒18m、φ200mm⇒24m

ウ 枳の深さ及び内径は表3-2のとおりです。

表3-2 枳の深さ、内径

枳の深さ (cm)	枳の内径 (mm)
80以下	150
120以下	200
160以下	300
160を超える場合	750 (0号人孔)

エ 共同管の合流枳の内径は300mmとし、宅内最終枳はフリーインバート枳(Vインバート枳)を設置してください(勾配を確保するためにやむを得ずフリーインバート枳以外を設置する際は協議してください)。

オ 便所からの汚水が上流へ逆流することを防止するため、便所の系統には鋭角に合流する枳を設置してください(起点45L、45YS)。

カ 検査において鏡と光源を用いて管内を確認するため、会合点では管内を確認できるような枳を設置してください(90YS、WLS等)。

(4) 配管について

ア 汚水系と雑排水系は分離させ最短経路で屋外排水設備に接続してください。

イ エコキュートの基礎や玄関ポーチ等、荷重がかかる場所の下を通す場合、さや管(鋼管等)で防護してください。

(5) 排水管の内径及び勾配

排水管の内径及び勾配の基準は、表3-3の通りとなっております。

表3-3 排水管の内径及び勾配

排水人口 (人)	排水管の内径 (mm)	排水管の勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	150以上	100分の1.7以上
300以上600未満	200以上	100分の1.5以上
600以上	250以上	100分の1.3以上

【多賀城市下水道条例第4条】

(6) 排水管の土被り

設置場所毎の土被りは表 3－4 の通りとなっています。

表 3－4 排水管の土被り

設置場所	土被り
公道	6 0 c m以上
私道	4 5 c m以上
宅地	2 0 c m以上

【多賀城市下水道条例施行規程第 5 条】

(7) 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設置してください。

(8) 雨水処理

ア 宅地外への垂れ流しは禁止です。道路側溝に接続してください。ただし、近くに道路側溝が無い場合に限り、雨水浸透枡を設置し宅地内で処理を行うことができます。その場合、宅地に均等に雨水を浸透させるよう、4 つ以上の雨水浸透枡を設置し、それぞれの雨水浸透枡を接続してください。

イ 外流し、受水槽からの排水、給湯器及び室外機等のドレン排水は、雨水に接続してください。

(9) 取出工事

ア 取付管支管部は、可とう性のある製品を使用してください(推進工法等で行う場合も同様です)。

イ 副管での取出工事は原則として省スペース型の内副管継手で施工してください。

ウ ガス管や水道管等の埋設物から、3 0 0 m m以上の離隔を確保してください。

エ 新規取出箇所と既設の取出箇所は、1 m以上の離隔を確保してください。

オ 角度調整には曲管等を用いてください。

カ 取り付け管が道路側溝等の構造物の下を通る場合、さや管を用いてください。

キ 本管へは、管頂から 1 2 0 度以内の角度で接続してください。

- ク 公共下水道穿孔時には必ず市職員の立会いが必要です。（事前予約必須）
- (10) その他、具体的な事例については別紙資料 4 を御参照ください。

4 事前協議を必要とするもの

以下の排水設備等の申請については、申請前に事前協議を必要とします。

(1) 事業場排水（生活系排水以外）

ア 特定施設（着工の 60 日前まで）

- ・水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に掲げる施設

【水質汚濁防止法第 2 条】

【水質汚濁防止法施行令別表第一】

【ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二】

【下水道法第 12 条の 3 第 1 項】

イ 県指定の特定施設（着工の 60 日前まで）

- ・宮城県公害防止条例に掲げる施設

【宮城県公害防止条例第 2 条】

宮城県公害防止条例施行規則別表第一（三）】

【多賀城市下水道条例第 14 条】

【多賀城市下水道条例施行規程 20 条】

ウ 一般事業場（工事着手日の 30 日前まで）

- ・上記の特定施設を除く事業場において、生活系排水以外の事業系排水が排水される場合は、除害施設の設置が必要です。

【多賀城市下水道条例第 12 条、13 条及び第 15 条】

【多賀城市下水道条例施行規程第 22 条】

エ 使用の開始等の届出（日排出量 50 m³/日以上 of 事業所）

- ・下水の量、水質及び使用開始の時期について開始前までに届出が必要です。
- ・上記の届出に係る下水の量及び水質を変更する際にも届出が必要です。

【下水道法第 11 条の 2 第 1 項】

《申請時に必要な書類》

1. 届出書（名称、所在地、種類）
2. 別紙1（施設の構造）
3. 別紙2（施設の使用の方法）
4. 別紙3（処理の方法）
5. 別紙4（汚水の量及び水質）
6. 別紙5（用水及び排水の系統）
7. 図面等（配置図、汚水を排出する施設の設置場所、フローシート、
除害施設の設置場所、機器カタログ）

(2) 下水道供用開始区域内で取付管、又は公共枳が未設置の箇所

- ・ 供用開始時、又は敷地分割等で取付管や公共枳が設置されていない宅地への排水設備等の申請を行う場合

(3) 水道水以外の排水を行う排水設備等

- ・ 工業用用水、井戸水及び雨水等を排水する場合

(4) 市で定める基準による施工が難しい取出工事

- ・ 地下埋設物と必要な離隔が取れない場合
- ・ 開削ではない特殊な工法を必要とする場合

(5) その他

- ・ 宅地の造成などにより、2件以上の排水設備等申請が発生する可能性がある共同管等の設置を計画する場合
- ・ 排水ヘッダー配管を使用する場合（要念書提出）
- ・ 排水圧送ポンプを使用する場合（要念書提出）

5 排水設備等工事完了届及び検査について

排水設備等工事完了届は、工事完了した日から5日以内に届け出をしてください。

検査は、必ず使用開始前を厳守願います。

届出時に、検査日の予約をしてください。届出前の予約はできません。

検査日は、完了届け提出日から一週間後以上の火曜日及び木曜日です。

《届出時に必要な書類》

1. 排水設備等工事完了届
2. 公共下水道使用開始届
3. 排水設備等工事調書（厚紙に竣工図面を記載したもの。A3サイズ）
4. 排水設備等検査申請書
5. 排水設備等工事チェックシート

6 公共下水道使用開始届について

公共下水道使用開始届は、所有者等の使用に関わらず、公共下水道への接続環境が整備された時点に提出されるべきものですが、その条件としては、**検査が合格しなければ受け付けられず、排水設備等の使用は認められません。**

なお、公共下水道使用開始届未提出にも関わらず、排水設備等の使用が認められた場合は、厳正に対処のうえ、下水道使用料を遡って使用者に請求いたします。

公共下水道使用開始届の記載方法等については、以下のとおりとなっております。

なお、公共枿及び取付管設置の申請に基づくものについては提出の必要はありません。

(1) 記載方法（特筆すべき注意点）

水道メータ番号記入欄は、必ず、排水されるすべての水道メータの番号を記入してください（書ききれない場合は別紙でも構いません）。

使用目的の記載方法は以下のとおりです。

<新設の場合>

- ・事業所→「事業運営等雑排水の汚水処理のため」
- ・住 宅→「生活等雑排水の汚水処理のため」

<浄化槽からの切り替えの場合>

- ・事業所→「（合併 or 単独）浄化槽からの切り替えに伴う事業運営等雑排水の汚水処理のため」
- ・住 宅→「（合併 or 単独）浄化槽からの切り替えに伴う生活等雑排水の汚水処理のため」

<汲み取り処理からの切り替えの場合>

- ・事業所→「汲み取りからの切り替えに伴う事業運営等雑排水の汚水処理のため」
- ・住宅→「汲み取りからの切り替えに伴う生活等雑排水の汚水処理のため」

<休止の場合>

- ・「排水設備等改築のため」→完了後は「再開」扱いとなります。
- ・「当面の間、排水を行わないため」→排水開始時「再開」届が必要です。

<廃止の場合>

- ・「排水設備の解体、撤去のため」

(2) 開始届の提出期限について

下水道使用料請求の基礎資料にもなりますので、原則、検査合格後、直ちに提出してください。

7 無届による排水設備等への対応と下水道使用料について

本市では現在、排水設備等の申請、及び公共下水道使用開始届の無届物件の調査を行っております。

無届が発覚し、それが指定工事店の施工であった場合には、条例及び施行規程に基づき、厳正に対処いたしますので御留意ください。

また、施工した業者の処分だけでなく、使用者に対しても過去60か月まで遡って下水道使用料を請求するという負担が発生します。

信頼される公共下水道を目指すためには、指定工事店の皆様の御協力が必要です。で、本書の内容を御熟読いただき、皆様の施工・意識の向上の一助としてください。

また、指定工事店以外の業者の施工を発見した場合や、本書に疑問があった場合は、速やかに御連絡ください。

V 排水設備等指定工事店について

1 排水設備等指定工事店の責務と遵守事項について

指定工事店は、法令や条例等に従い、誠実に排水設備等の工事を施工することはもちろんのこと、次の各号に掲げる事項についても必ず守らなければなりません。

- (1) 下水道に関する法令、条例及び施行規程、その他市長の定めるところに従い、適正な工事を行うこと

- (2) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと
- (3) 工事は、市長の確認を受けたものを着手すること
- (4) 工事は、責任技術者の監理下で設計や施工をすること

なお、市長は、必要があるときは、指定工事店の業務状況等について調査する場合があります。

【多賀城市下水道条例施行規程第 12 条及び第 13 条】

2 排水設備等指定工事店への改善指導について

次のいずれかに該当するときは、指定工事店の責務や遵守事項を守ることが難しくなっていると判断し改善指導を行いますので御留意ください。

- (1) 指定工事店の担当者が業務を理解しておらず申請業務に支障があるとき。
- (2) 計画確認前に工事を施工したとき。
- (3) 指定工事店の名義貸しや一括下請けを行ったとき。
- (4) 指定工事店の従業員になりすまし他の事業者が申請業務や協議を行ったとき。
- (5) 指定工事店との協議に許可なく他の事業者が同席し協議を行ったとき。
- (6) 申請書類に不備があるにも関わらず受付や計画確認を要求したとき。
- (7) 検査での是正事項については是正予定期間を超えて放置しているとき。

上記の事項を確認した場合は、各事業所の責任技術者に対して改善指導を実施し、必要に応じて状況報告書並びに再発防止策の提出を指示しますので御留意ください。

状況の改善が見られない場合、又は指導に対して不誠実な行為を行った場合は、多賀城市下水道条例施行規程第 14 条の規定に基づき厳正に対処しますので、十分に御留意ください。

3 排水設備等指定工事店の要件について

指定工事店として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えなければなりません。

- (1) 宮城県内にある営業所ごとに、雇用関係にある責任技術者が 1 人以上専属していること
- (2) 工事に必要な機械器具を有する者であること

(3) 次のいずれにも該当しない者であること

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第14条第1項第1号の規定により指定工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であつて、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

【多賀城市下水道条例施行規程第9条】

4 排水設備等指定工事店の登録について

指定工事店の指定を受けようとする者は、多賀城市下水道条例施行規程に基づき、排水設備指定工事店指定申請書に必要事項を記載、押印し、以下の書類を添付して提出してください。

(添付する書類)

- (1) 多賀城市下水道条例施行規程第9条第1項第3号アからオまでに該当しないことを誓約する書類（誓約書）
- (2) 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) 個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (4) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (5) 専属する責任技術者の本市、若しくは、県内市町村が発行する責任技術者証の写
- (6) 機械器具に関する調書

【多賀城市下水道条例施行規程第8条】

5 排水設備等指定工事店の受付期間と有効期限について

排水設備等指定工事店登録申請書につきましては、随時受け付けを行い個別に審査いたします。

指定工事店の有効期限につきましては、その指定を受けた日から5年を経過する日の

年度の前年度末までです。

有効期間満了が近づきましたら、速やかに指定の更新手続きを行ってください。

【多賀城市下水道条例施行規程第 9 条】

6 排水設備等指定工事店証について

指定工事店登録の申請内容を審査した結果、全ての要件を備えていると認められたときは、指定工事店として指定すると同時に、市より排水設備等指定工事店証（以下「指定工事店証」）を交付します。

指定工事店証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができます。

また、営業の廃止を届け出たときは、排水設備等指定工事店辞退届を提出し、指定工事店証を返納してください。指定を取り消されたときは、速やかに指定工事店証を返納しなければなりません。

さらに、営業の休止を届け出たときや指定の効力を一時停止されたときも、その期間は指定工事店証を返納しなければなりません。

【多賀城市下水道条例施行規程第 10 条、第 11 条及び第 14 条】

7 排水設備等指定工事店の変更や廃止等について

指定工事店は、下記のいずれかに変更があったときは、速やかに変更等に必要な書類を添付して排水設備等指定工事店異動届を提出しなければなりません。

- (1) 名称及び所在地の変更があったとき
- (2) 代表者に異動があったとき
- (3) 専属する責任技術者に異動があったとき
- (4) 休止していた指定工事店業務を再開したとき

なお、指定工事店としての営業を廃止や休止したときは、速やかに排水設備等指定工事店辞退届を提出しなければなりません。

また、指定要件のいずれかを満たさなくなったときも同様です。

【多賀城市下水道条例施行規程第 11 条】

8 排水設備等指定工事店への罰則等について

次のいずれかに該当するときは、指定の取り消しや指定の効力を一時停止いたしますので、御留意ください。

- (1) 不正の手段により指定を受けたとき
- (2) 責任技術者が定められた職務を守れなかったとき
- (3) 指定工事店の責務や遵守事項を守れなかったとき
- (4) 市長の求めに対し虚偽の報告や虚偽の資料を提出したとき
- (5) 変更の届出を出さなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
- (6) 完成届を定められたとおり届出なかったとき
- (7) 施工した工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき

処分内容等については、別紙資料 5「指定工事店処分基準」を確認願います。文書による注意処分に該当した場合において、その累積回数によって表 8－1 のとおり処分内容が変わります。

表 8－1 多賀城市排水設備等指定工事店の違反行為に対する処分の基準等に関する要綱別表 2

注 意 回 数	処 分 内 容
1 回 目	文 書 注 意
2 回 目	文 書 警 告
3 回 目	指 定 停 止 （ 1 か 月 ）
4 回 目	指 定 の 取 消 し

【多賀城市下水道条例第 3 2 条】

【多賀城市下水道条例施行規程第 1 4 条】

【多賀城市排水設備等指定工事店の違反行為に対する処分の基準等に関する要綱】

VI 排水設備等工事責任技術者について

1 排水設備等工事責任技術者の責務について

指定工事店は、責任技術者に次の職務を行わせなければなりません。

- (1) 工事に関する技術上の管理
- (2) 工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 市長の求めに対する検査の立会い
- (5) 中高層協議物件及び市から指示された物件の協議、申請、施工監督、検査

2 排水設備等工事責任技術者の登録について

責任技術者の登録を受けようとする者は、多賀城市下水道条例施行規程に基づき、排水設備等工事責任技術者登録申請書に次に掲げる事項を記載して提出してください。

なお、責任技術者の登録につきましては、宮城県内のいずれかの市町村に登録されていれば、本市への登録は受けた者とみなします。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 生年月日
 - (3) 試験合格年月日
 - (4) 所属事業所名
- (添付書類)

- (1) 市が指定する試験機関主催の排水設備等工事責任技術者試験の合格証
- (2) 次のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（誓約書）

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 市の登録を取り消された日から2年を経過しない者

ウ 禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

【多賀城市下水道条例施行規程第15条及び第16条】

3 排水設備等工事責任技術者の有効期限及び更新等について

責任技術者の有効期限は5年となっております。

更新手続きにあたりましては、市が指定する試験機関主催の更新講習を受講し、その修了証を添え、排水設備等工事責任技術者登録継続申請書を提出してください。

【多賀城市下水道条例施行規程第15条】

VII その他

(1) 資料について

- ・別紙資料1「郵送による排水設備計画確認の申請(完了届及び検査)について」
- ・別紙資料2「申請書類の記載注意点」
- ・別紙資料3「雨水浸透適地マップ」(「多賀城市総合治水計画」より抜粋)
- ・別紙資料4「排水設備敷設に伴う具体事例」
- ・別紙資料5「指定工事店処分基準」(「多賀城市排水設備等指定工事店の違反行為に対する処分の基準等に関する要綱」より抜粋)

(2) 関係法令について

下水道に関する法令等は以下のとおりとなりますので、インターネット上の市のホームページなどで情報収集してください。

なお、本書は、法令等の改定などにより変動する場合がありますので、御了承願います。

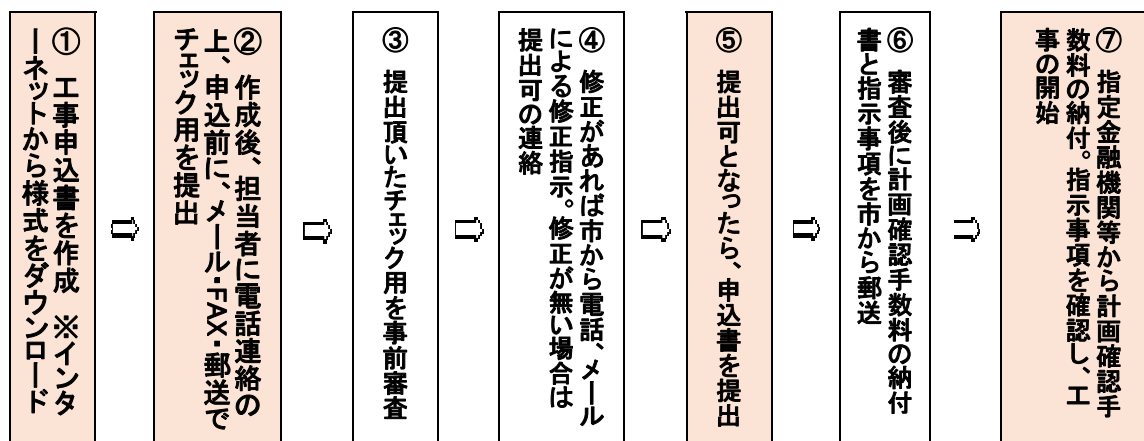
【下水道排水設備に関する法令等について】

- ・下水道法及び同法施行令
- ・水質汚濁防止法及び同法施行令
- ・ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令
- ・宮城県公害防止条例及び同条例施行規則
- ・多賀城市下水道条例及び同条例施行規程
- ・多賀城市水洗便所改造資金融資あっせん規程
- ・多賀城市排水設備等指定工事店の違反行為に対する処分の基準等に関する要綱

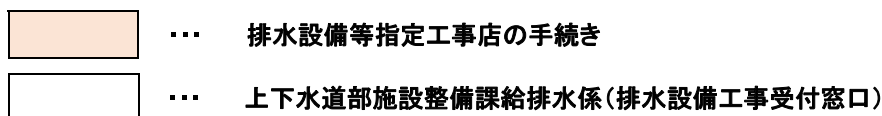
排水設備等指定工事店の皆様へ

郵送による排水設備等計画確認の申請について

排水設備等計画確認の受付業務は、週3回(月・水・金曜日の午前8:30から正午まで、午後1:00から午後5:00まで)の他、郵送による受付となります。



排水設備等工事申込までの流れ



※ 審査後の申込書をご覧になりたい方は、上下水道部の施設整備課給排水係にありますので、担当者までお越しください。

送付先メールアドレス haisui@city.tagajo.miyagi.jp

※宛名は『排水設備等計画確認担当者』としてください。

※メール本文には必ず、担当者名と連絡先の住所・電話番号を記載願います。

送付先FAX 022-368-3125

※宛名は『排水設備等計画確認担当者』としてください。

※FAX送付文には必ず、担当者名と連絡先の住所・電話番号を記載願います。

※FAXの場合、白黒であり、配水設備の表示や文字が小さすぎて判別出来ない場合、メールや郵送を再度お願いする場合がありますので、見やすい字の大きさ、線の太さにしてください。

郵 送 先 〒 985-8531 多賀城市中央2丁目25-7

多賀城市役所 上下水道部 施設整備課 給排水係

排水設備等計画確認担当者 係 まで

※角2封筒を用いて、連絡先の住所及び担当者名をご記入の上、郵送願います。

電話での問い合わせ先 上下水道部 施設整備課 給排水係 022-368-3112(直通)

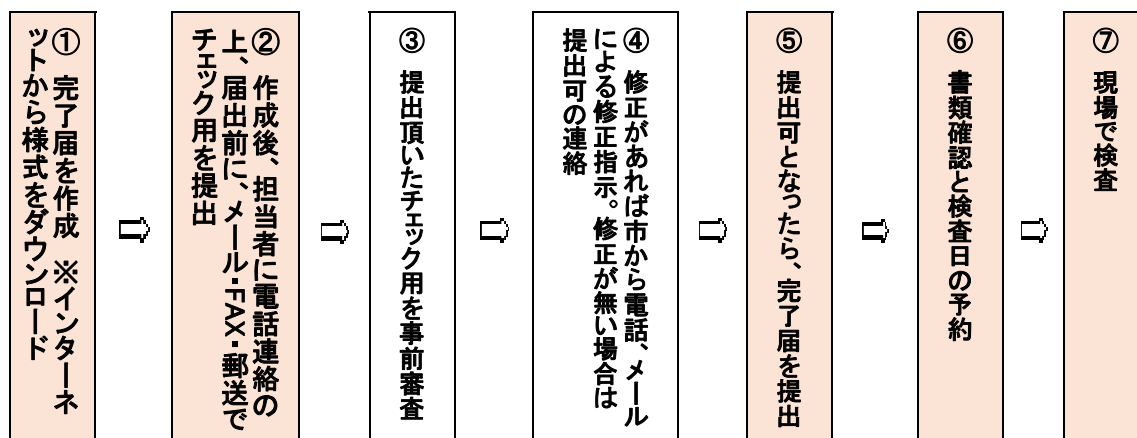
※変更等についても、郵送で受け付けますので、計画確認申請と同様にチェック用から提出してください。

排水設備等指定工事店の皆様へ

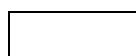
郵送による排水設備等工事完了届及び検査について

完了届の受付業務は、週3回(月・水・金曜日の午前8:30から正午まで、午後1:00から午後5:00まで)の他、郵送による受付となります。

排水設備等工事完了届及び検査までの流れ



… 排水設備等指定工事店の手続き



… 上下水道部施設整備課給排水係(排水設備工事受付窓口)

送付先メールアドレス haisui@city.tagajo.miyagi.jp

※宛名は『排水設備等工事完了届担当者』としてください。

※メール本文には必ず、担当者名と連絡先の住所・電話番号を記載願います。

送付先FAX 022-368-3125

※宛名は『排水設備等工事完了届担当者』としてください。

※FAX送付文には必ず、担当者名と連絡先の住所・電話番号を記載願います。

※FAXの場合、白黒であり、配水設備の表示や文字が小さすぎて判別出来ない場合、メールや郵送を再度お願いする場合がありますので、見やすい字の大きさ、線の太さにしてください。

郵 送 先 〒 985-8531 多賀城市中央2丁目25-7

多賀城市役所 上下水道部 施設整備課 給排水係

排水設備等工事完了届担当者 係 まで

※角2封筒を用いて、連絡先の住所及び担当者名をご記入の上、郵送願います。

電話での問い合わせ先 上下水道部 施設整備課 給排水係 022-368-3112(直通)

別紙資料2【申請書類の記載注意点】

※本市では押印廃止に伴い、㊟のマークを削除しております。公印(会社印)は自筆とスタンプの場合は不要です。ただし印字されたものは押印してください。

様式第3号(第6条関係) ○印欄は、特に記載漏れが多いので注意してください。
※(正) (副) 共通

排水設備等新設(増設・改築)計画確認申請書
年 月 日

多賀城市長 殿
多賀城市下水道条例第6条の規定により申請します。

申請者	住所		職業	
	氏名		電話	
設置場所		多賀城市		
排水設備番号		第 排水区第 号		
家屋所有者 承諾	住所		着手予定	年 月 日
	氏名		完了予定	年 月 日
土地所有者 承諾	住所		戸数	戸
	氏名		排水人口	人
排水設備等 所有者承諾	住所		排水面積	m ²
	氏名		水洗便 器 数	大便器 小便器 個
委任状 上記場所における排水設備等工事の一切を委任します。 受任者 氏名 委任者 氏名				

排水設備工事調書

第 排水区 第 号

設置場所 多賀城市

住所
申請者

氏名

					
便器	浴場	洗濯機	手洗い場	トラップ	床排水口
					
掃除口	阻集器	キッチン流し	建物外壁	境界線	道路側溝
					
立管	雨水枡	公共樹			

※平面図 新設・改造は赤実線、既設は青実線、公共下水管は2本線、境界・建物外周・間仕切寸法線は細線、施設下水施設は太線

様式第 1 4 号（第 1 7 条関係） ○印欄は、特に記載漏れが多いので注意してください。

排水設備等工事完了届

年 月 日

多賀城市長 殿

多賀城市下水道条例第 7 条第 1 項の規定によりお届けします。

申 請 者	住 所	多賀城市	職 業	
	氏 名		電 話	
設置場所		多賀城市		
排水設備番号		第 排水区第 号		
確認年月日		年 月 日		
工事完了年月日		年 月 日		
受 任 者	住 所	多賀城市		
	氏 名			

※工事完了後 5 日以内に提出すること。	
月 日開始届提出済	

様式第17号（第19条関係） ○印欄は、特に記載漏れが多いので注意してください。

公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届

年 月 日

多賀城市長 殿
多賀城市下水道条例第10条の規定によりお届けします。

欄外に指定工事店名

設置者	住所	職 業 を記入してください	
	氏 名		
設置場所		多賀城市	
排水設備番号		第 排水区 第 号	
汚水種類		水道汚水・井戸水（手動・動力）・その他（ ）	
使用目的		以下のような記載をお願いします。 <新設の場合> ・事業所→「事業運営等雑排水の汚水処理のため」 ・住 宅→「生活等雑排水の汚水処理のため」 <切り替えの場合> ・浄 化 槽 事業所→「（合併or単独）浄化槽からの切り替えに伴う事業運営等雑排水の汚水処理のため」 住 宅→「（合併or単独）浄化槽からの切り替えに伴う生活等雑排水の汚水処理のため」 ・汲み取り 事業所→「汲み取りからの切り替えに伴う事業運営等雑排水の汚水処理のため」 住 宅→「汲み取りからの切り替えに伴う生活等雑排水の汚水処理のため」 <休止の場合> ・「排水設備改築のため」→完了後は「再開」扱いとなります。 ・「当面の間、排水を行わないため」→開始時「再開」届が必要。 <廃止の場合> ・「排水設備の解体、撤去のため」	
開始等年月日		年 月 日 開始・休止・廃止・再開	
構成人員		家族 人・同居人 人・通勤者 人・計 人	
使用者	住所	多賀城市	職 業
	氏 名		電 話
給水区分	建物区分	世帯数	水道メーター番号
	多・塩 貸家・事務所等		備考

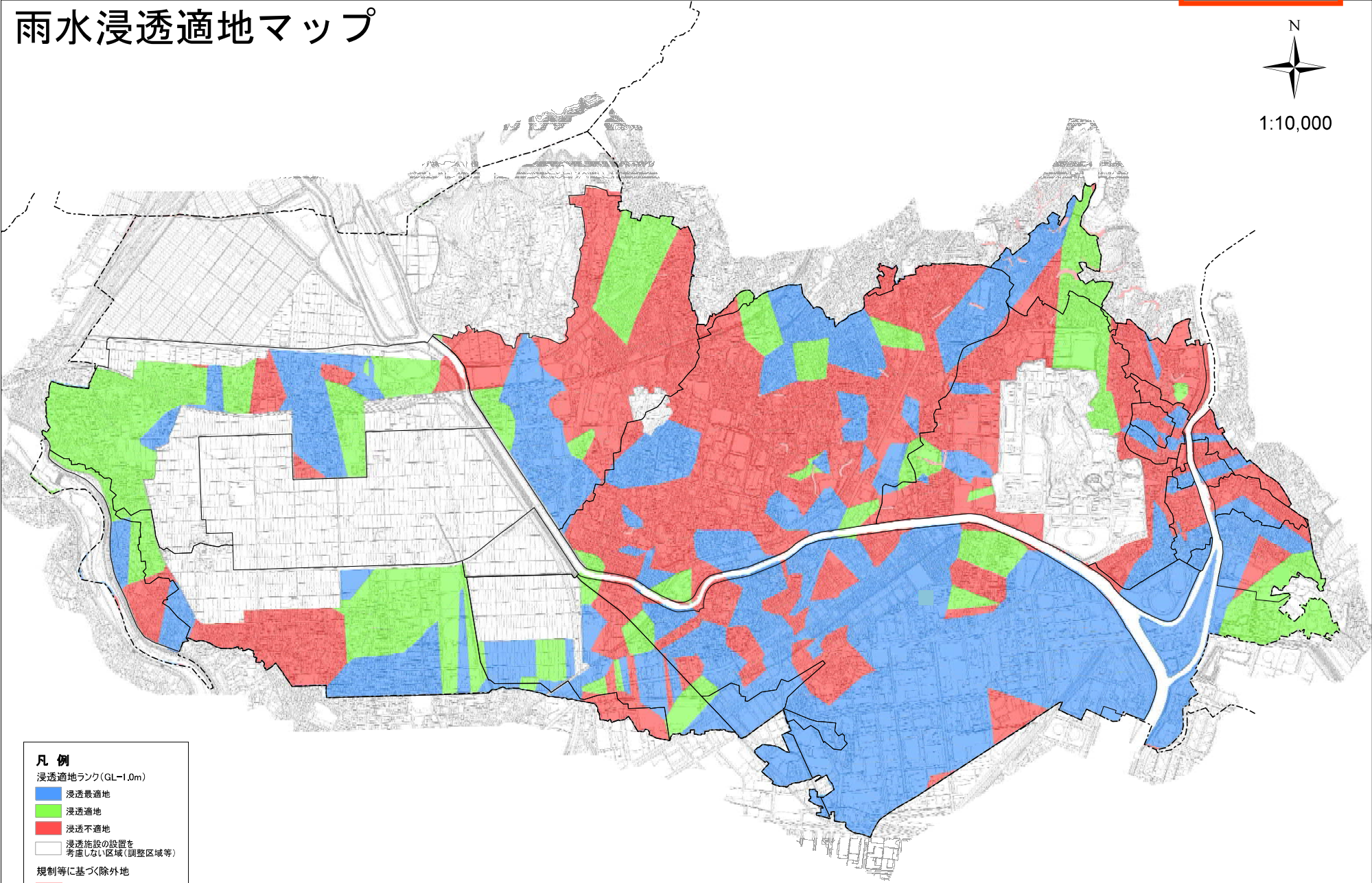
必ず記載

書ききれない場合は別紙可

雨水浸透適地マップ



1:10,000



凡 例

浸透適地ランク(GL-1.0m)

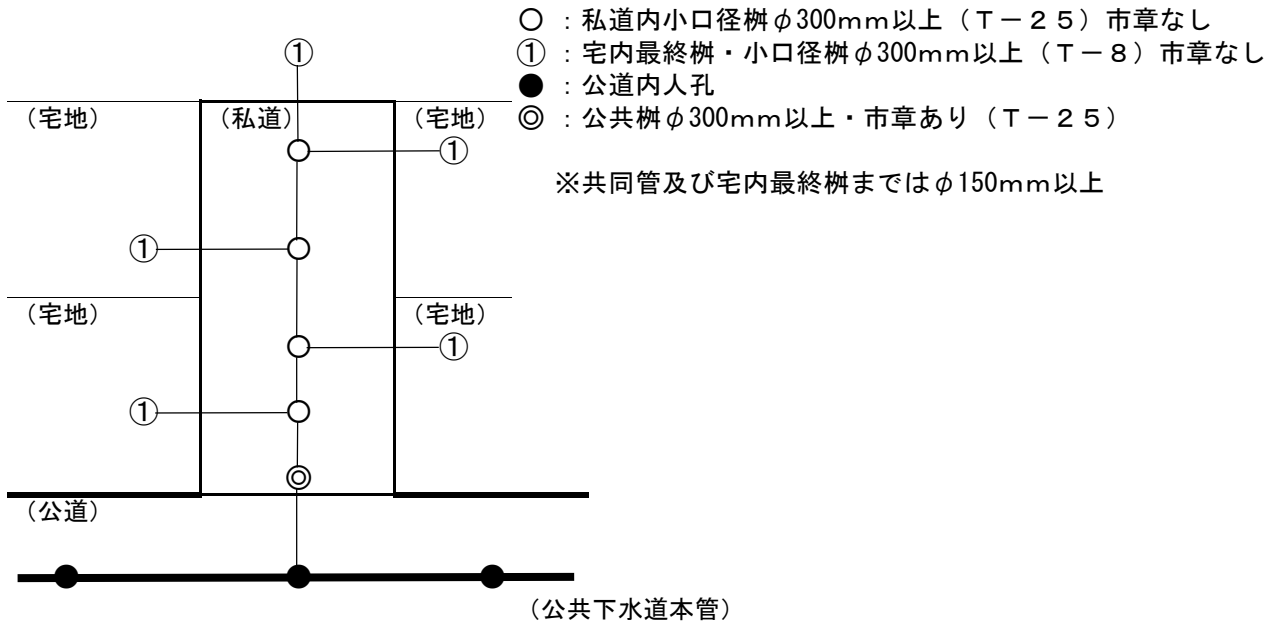
- 最も適地
- 適地
- 不適地

浸透施設の設置を
考慮しない区域(調整区域等)

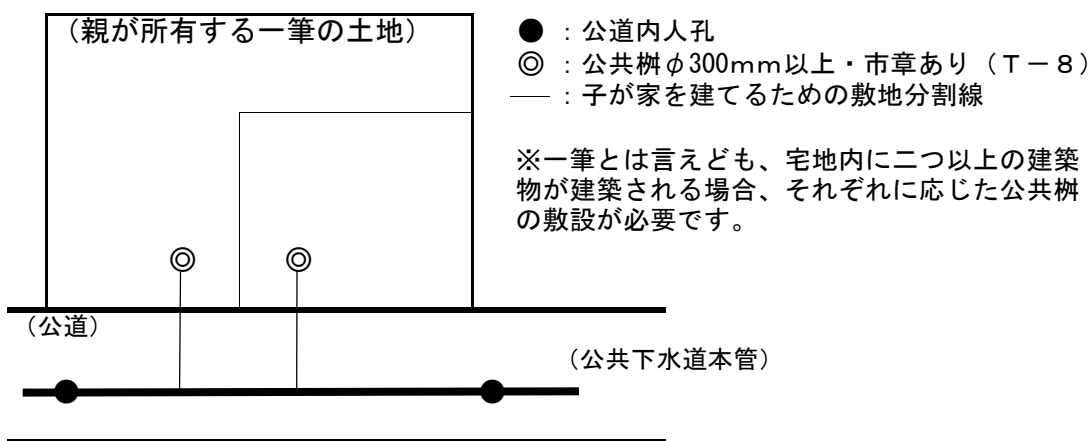
規制等に基づく除外地

- 急傾斜地崩壊危険箇所

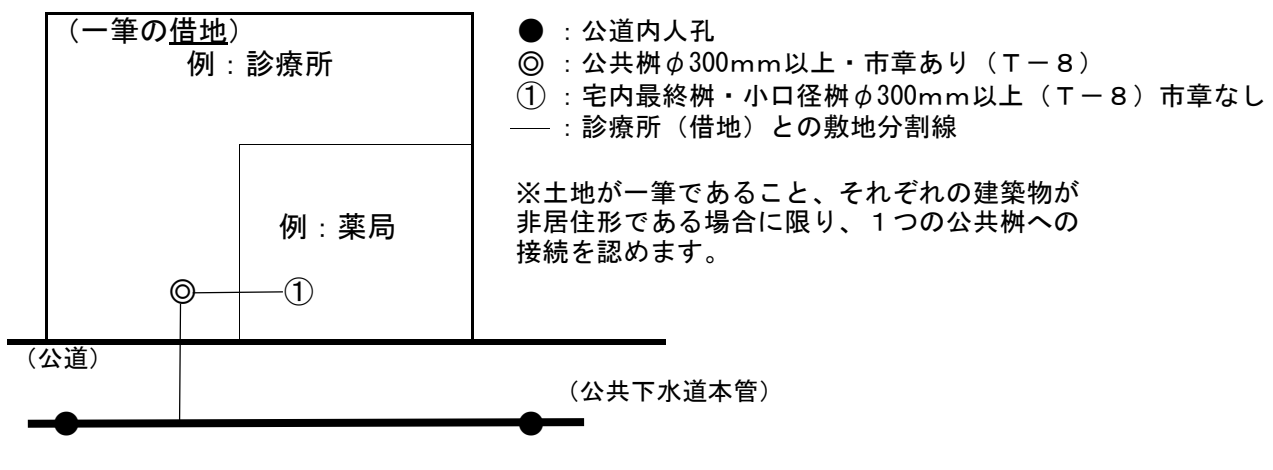
【事例 1】私道内に共同管を敷設し、各宅地に排水設備を引き込む場合
(宅地)



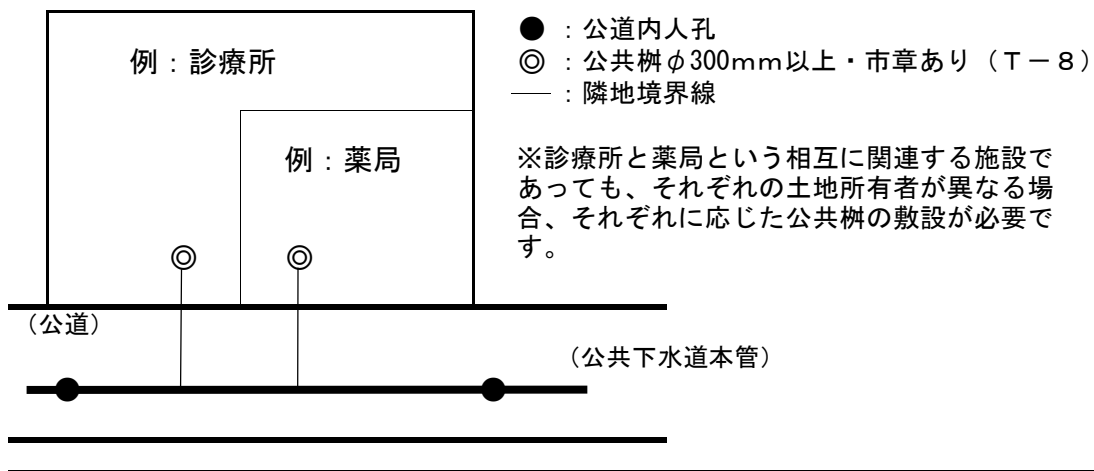
【事例 2】近親者が所有する一筆の土地に分割線を引いて他の建築物を建築する場合



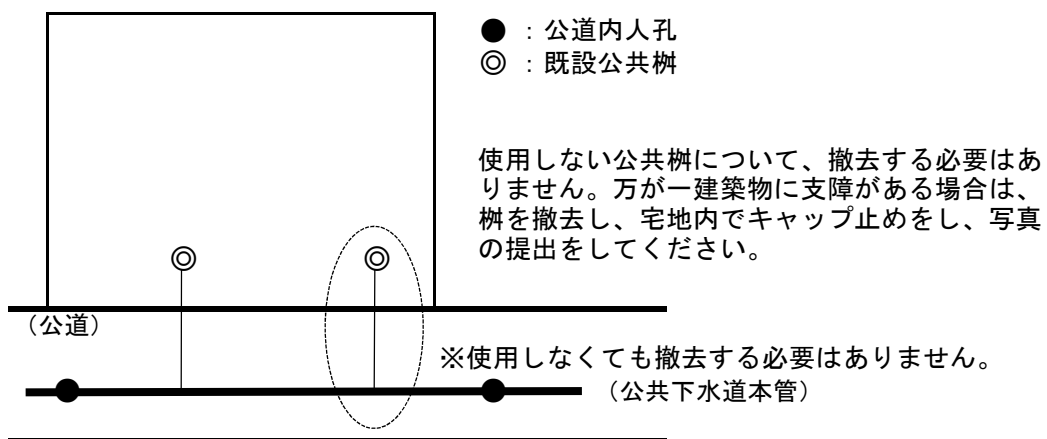
【事例 3】公共樹が一つしかない借地に非居住形の建築物が建築される場合



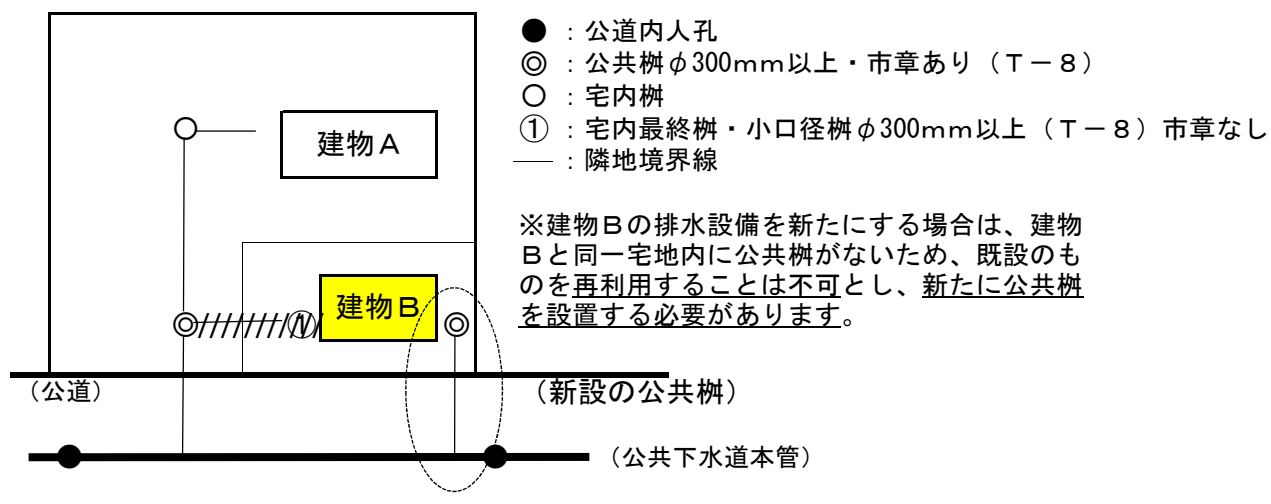
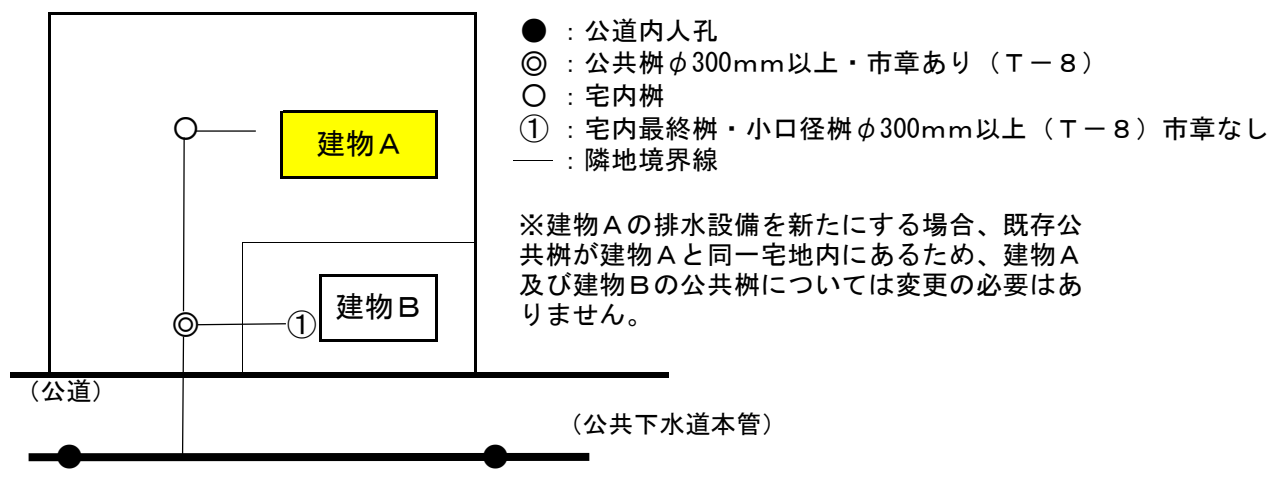
【事例 4】事例 3 の土地所有者が別の場合



【事例 5】2 つ以上の公共樹があった土地に 1 つの建築物が建築される場合



【事例6】他人の宅地内にある公共樹へ既に接続している場合



指定工事店処分基準

該 当 条 項			処 分 内 容
不正の手段により指定を受けたとき			指定の取消し
指定の基準に適合しなくなったとき	(1) 事業所ごとに、管理者の登録を受けた者（以下「責任技術者」という。）を置かなくなったとき（第9条第1項第1号）		指定の取消し又は停止
	(2) 規程に定める機械器具を有しなくなったとき（第9条第1項第2号）		指定の取消し又は停止
	(3) 次のいずれかに該当したとき（第9条第1項第3号）		
		イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの（第3号ア）	指定の取消し又は停止
		ロ 第14条第1項に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（第3号イ）	指定の取消し
		ハ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（第3号ウ）	文書による注意
		ニ 法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの（第3号エ）	イ…文書による注意 ロ…指定の取消し ハ…文書による注意
適正な排水設備等工事の施工ができないと認められるとき			文書による注意

変更等の届出をしないとき、又は虚偽の届出をしたとき	(1) 事業所の名称及び所在地の変更を30日以内に届出しないとき (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更を30日以内に届出しないとき (3) 法人にあっては、役員の氏名の変更を30日以内に届出しないとき (4) 責任技術者の氏名又は責任技術者が交付を受けた免状の交付番号の変更を30日以内に届出しないとき (5) 事業の廃止、又は休止を30日以内に届出しないとき (6) 事業の再開を10日以内に届出しないとき	文書による注意
施工する排水設備等工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき		指定の取消し